

Ⅱ. 計画の基本的な考え方

1 基本理念

条例の前文で、「すみだの男女共同参画社会」を下図のように定めています。

条例第3条の基本理念を踏まえ、第3次計画では「認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ」をめざす姿に決めました。第4次計画もこれを継承します。

すみだの男女共同参画社会の実現

性別により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、

女性と男性が共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ



条例第3条 基本理念

- 1 すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- 2 すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- 3 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- 4 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- 5 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

2 基本目標

基本目標1 人権が尊重されるまち すみだ

- 長い年月、生物的な性別とは別に、社会的・文化的につくられてきた性別は、様々な形で女性への人権侵害や差別を生み出してきました。どのような状況、立場であろうとも、すべての人がその人らしく生きられる社会をつくるには、すべての人の人権が尊重されなければなりません。区民への一層の啓発とともに、家庭教育、学校教育、社会教育など学習・教育活動を一層充実していきます。
- 配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント⁵、ストーカー行為などの暴力は、人間としての尊厳を傷つける行為です。これらの暴力行為の被害者の多くは女性であり、根底には女性の人権の軽視があります。被害は潜在化することが多く、男女共同参画社会の重要な課題となっています。折しも平成25年度は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が強化されたことから、ドメスティック・バイオレンス（DV）⁶を許さない社会の実現をめざし、区民に最も近い自治体として、きめ細やかな施策に、計画的、総合的に取り組みます。
- 女性は妊娠や出産をする可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。平成23年3月に策定した「区民の健康づくり総合計画（後期計画）」との整合性を図りながら、女性の健康づくりを支援していきます。
- 男女共同参画社会の視点から特別に配慮が必要な区民への支援に取り組みます。

基本目標2 その人らしく働き、暮らせるまち すみだ

- 就業は、生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものです。働く意欲のある男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性を持った経済社会の活力の増進という観点からも大変重要です。男女雇用機会均等法の改正等により、男女の雇用機会均等について制度上の整備は進んでいますが、賃金や昇進、雇用

⁵ セクシュアル・ハラスメント：

「性的嫌がらせ」のこと。略してセクハラと言われる。相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言動。

⁶ ドメスティック・バイオレンス（DV）：

配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがあります。

形態などにおいては依然として男女の格差があります。墨田区も結婚・出産・子育て期にあたる 20 代後半から 30 代にかけて労働力率が低下する M 字カーブを描いています。社会・経済の活性化のためにも、女性が就業継続や再就業を実現できるよう環境整備に取り組みます。

□仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。しかし現実の社会には、安定した仕事に就けないため経済的に自立できなかつたり、仕事に追われ心身の疲労から健康を害したり、仕事と子育てや介護との両立に悩んだりするなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。そのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を普及し、企業や働く区民の取組を支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりに取り組んでいきます。

基本目標3 男女共同参画の推進で元気なまち すみだ

□活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に男女が対等に参画する環境をつくる必要があります。区では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を平成 25 年度末までに 50%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、第 3 次計画では目標が達成できませんでした。区的意思決定過程に女性が参画できるよう、区民や地域団体への呼びかけや施策を強化します。

□生活の拠点である地域では、一人暮らし高齢者の見守り、子育て支援、災害時の地域力の向上など様々な課題が山積しています。男女がともに協力し合って安心・安全なまちづくりを進めていくよう環境を整備していきます。

□区民の身近なところで男女共同参画のメリットを実感してもらうためにも、今後の区の発展を左右する産業振興など重要な分野で男女共同参画を推進していきます。

基本目標4 地域に根ざした計画を推進するまち すみだ

□区ではこの計画の推進力の強化のために、また事業者（企業）の規範としても、職員一人ひとりの意識を高め、区の施策の企画立案段階、実施段階、評価段階のすべてにおいて男女共同参画の視点の反映に努めます。

□今後の区の男女共同参画を推進する核となるすみだ女性センターの機能を強化します。

□この計画に沿って施策を着実に進めるよう、効果的な進行管理に取り組みます。

3 計画の体系

計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。

基本理念

認め合い
支え合い
ともに創るまち
すみだ

すみだの男女共同参画社会の実現

基本目標

1
人権が尊重されるまち
すみだ

2
その人らしく働き、
暮らせるまち すみだ

3
男女共同参画の推進で
元気なまち すみだ

4
地域に根ざした計画を
推進するまち すみだ

課 題

施策の方向

(1) 人権尊重・男女平等意識を
高めます P35

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実
- ③ 人権意識の普及とメディアへの対応

(2) 心とからだを尊重する
社会づくりを進めます P44

- ① 配偶者等からの暴力の防止・早期発見・被害者支援
(DV防止基本計画)
- ② 性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの根絶
- ③ 生涯を通じた女性の健康支援

(3) 特別な配慮を必要とする
人々を支援します P55

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 困難を抱えている若者等への支援

(1) 男女がいきいきと働けるよう
支援します P60

- ① 就業における男女共同参画の推進
- ② 女性の再就職・起業支援
- ③ 中小企業・商工業における男女共同参画の推進

(2) 仕事と生活の調和をめざします
P66

- ① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）・
ゆとりある家庭生活への支援
- ② 男女で担う子育て環境づくり
- ③ 高齢者・障害者の介護（介助）者への支援

(1) 皆さんと区がともに考え、
決める土台をつくります P75

- ① 意思決定過程への女性の参画促進
- ② 区役所における女性登用の促進

(2) 安心・安全でやさしいまち
をつくります P79

- ① 地域づくり、環境保全活動における男女共同参画の推進
- ② 防災・防犯における男女共同参画の推進

(3) すみだを活性化し、豊かな
まちにしていきます P84

- ① 産業振興での男女共同参画の推進
- ② 多文化共生・国際交流の推進

(1) 区の計画を着実に進めます
P87

- ① 庁内の男女共同参画推進体制の充実・強化
- ② すみだ女性センターの機能充実・活動強化
- ③ 男女共同参画推進のための庁内進行管理

(2) 皆さんと協力して計画を
推進していきます P90

- ① 民間団体、企業との積極的な連携
- ② 国・都等との連携強化